

## 満期メーター取替業務に係る最低制限価格制度の導入について(概要)

満期メーター取替業務における著しい低価格受注（ダンピング受注）による公正な取引秩序の阻害、労働条件の悪化等を未然に防止し、品質だけでなく当該業務の担い手を確保するとともに、事業者の健全な発展を期することを目的として、最低制限価格制度を導入します。

### 1 最低制限価格制度とは？

当該業務における最低制限価格制度とは、予定価格の範囲内で、札幌市水道局が別途設定した最低制限価格以上をもって、かつ有効な入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者を落札候補者とする制度です。

### 2 対象業務について

設計金額（税込）が1,000万円以上の案件を対象業務とします。

### 3 最低制限価格の算定方法について

最低制限価格は、対象業務案件に係る次の①から④に掲げる額の合計額を入札書比較価格（設計金額（税込）×100/110）で除した割合（小数点第3位切捨て）に、入札書比較価格を乗じて得た額（円未満端数切上げ）とします。

- ① 直接業務費の額に 100分の95を乗じて得た額（円未満切捨て）
- ② 共通仮設費の額に 100分の90を乗じて得た額（円未満切捨て）
- ③ 現場管理費の額に 100分の80を乗じて得た額（円未満切捨て）
- ④ 一般管理費等の額に 100分の40を乗じて得た額（円未満切捨て）

上記により算定された割合が、設計金額（税込）の100分の90を超えるときは、入札書比較価格に100分の90を乗じて得た額とし、設計金額（税込）の100分の70に満たないときは入札書比較価格に100分の70を乗じて得た額とします。

※上記にかかわらず、予定価格専決権者は、適宜、上記の①から④に掲げる額の合計額を入札書比較価格で除した割合について、小数点第3位に任意の数字を加え、この割合を入札書比較価格に乗じて得た額を最低制限価格とすることができるものとします。

### 4 落札候補者の決定について

落札候補者の決定に当たっては、以下のとおり取り扱うこととします。

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって、かつ有効な入札をした者のうち、最低の価格者を落札候補者とします。
- (2) 最低制限価格を下回った者（以下「失格者」という。）は、落札候補者にはなりません。
- (3) 失格者は、当該対象案件の入札に係る落札候補者がいない場合における再度の入札には参加できません。

### 5 最低制限価格が設定された対象入札案件の周知について

入札告示及び入札説明書において、最低制限価格の対象業務案件である旨を記載します。

### 6 最低制限価格制度の導入時期について

令和8年7月1日以降に告示する入札対象案件から適用します。なお、最低制限価格制度の導入に伴い、設計金額1,000万円以上の対象案件に適用していた低入札価格調査制度については廃止します。

### 7 参照

札幌市水道局役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領  
<https://www.city.sapporo.jp/suido/jigyosya/bid/documents/saiteiseigenyouryo.pdf>

【お問合せ先】

札幌市水道局総務課契約係

電話 011-211-7011